

〈身だしなみの規則〉

○服装

- ・学校指定の制服を必ず着用する。
- ・入学式、卒業式などの儀式の日は制服を正しく着る。
- ・ポロシャツの襟をブレザーから出さない。
- ・スカートの丈は膝にかかるまでおろす。(切っているスカートをはかない。)
- ・スカートの下から体操服を出さない。

○防寒着

- ・10月中旬～3月には防寒着として、ブレザーの下に市販のカーディガン・V ネックセーター(無地で黒色、紺色、グレーのもの)を着用してもよい。
- ・登下校時のみ、ウインドブレーカー(学校指定)、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用してもよい。

○体操服

- ・体操服は学校指定のものを着用する。
- ・冬期は学校指定のウインドブレーカーを着用してもよい。

○靴・靴下

- ・下靴は履き慣れた運動靴、スニーカーを履いてくること。
- ・サンダル、クロックス、ローファー、ブーツなど、運動に適さないものは禁止。
- ・上靴は学校指定のサンダルを履くこと。
- ・靴下はルーズソックスや飾りのついたものは禁止。

○頭髪・化粧

- ・入試、面接にいつでも行くことができる状態を心掛け、特異な髪型、パーマ・染色・脱色・剃り込み・ラインを入れるなど、頭髪に手を加えない。
- ・大きな(派手な)髪飾りや、エクステは禁止。
- ・化粧、カラーのコンタクト、マニキュア、つけ爪、色つきリップなどは禁止。
- * 過去に染色・脱色した髪を戻した後に、色が落ちて髪の色が本来のものではなく明るくなってきた時は、再度黒染めをしていただく場合があります。**

○装飾品類

- ・ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、香水などは禁止。

1、通学について

- 1) 交通規則を守り、安全に登下校する。
- 2) 自転車通学は原則として禁止とする。(病気・けが等で歩行が困難な場合は学校長の許可を受けること)
☞許可なく自転車を利用した場合、学校で自転車を預かり、保護者に返却します。
- 3) 登下校中の寄り道・買い食いは禁止。
- 4) 登校後、許可なく校外に出ることはできない。
- 5) 下校後、忘れ物を取りに来ない。来る場合は学校に電話してから制服または体操服で来る。

2、校内生活について

- 1) 朝の予鈴(8時35分)前に教室に入り、身の回りの整理整頓をする。
 - ・ 8時40分に教室で担任の先生が出欠・遅刻の確認をとるので、理由なく遅刻することのないようにする。
 - ・ 8時40分からは「朝の読書」の時間なので、自分で本を持ってきて静かに読書をする。
 - ・みんなでやる ・毎日やる ・好きな本でよい
 - ・ 毎週月曜日は全校集会です。8時40分までに体育館で整列しておくこと。
- 2) 8時40分以降の遅刻者は必ず職員室で遅刻届を受け取る。
- 3) 授業の開始などの時間を守る。
- 4) 他学年のフロアーには行かない。
- 5) 職員室への入室は原則禁止とする。用事がある生徒は入口で先生の名前を呼び指示に従う。
- 6) 公共物を大切に使う。
- 7) 給食は協力して準備し、自分勝手な行動をしない。
- 8) 災害が起こった時は、先生の指示に従い行動し、自分勝手な行動をしない。
- 9) 教室では上履き、体育館では体育館シューズを履く。
- 10) 割り当てられた清掃区域は責任を持って清掃をし、校内の美化に努める。
- 11) 金銭の貸し借りは禁止。

★もし、暴力行為、金銭強要、器物損壊、問題行動等があればすぐに先生に伝える。その後、保護者連絡し悪質な場合は関係諸機関(警察等)に連絡する。

3、礼儀・態度について

- 1) 校内外問わず元気よくあいさつをすること。
- 2) 言葉遣いはていねいに、はっきりと受け答えすること。
- 3) 他人の感情を害するような言動はつつしむこと。
- 4) 互いに助け合い励ましあって深い友情を育てること。

4、所持品について

- 1) 学習に必要なもの以外は学校に持ってこないこと(携帯電話、ゲーム機、音楽機器、お菓子等)。持ってきた場合は一旦預かり、指導後保護者に返却します。
- 2) 不要な現金は絶対に持ってこない。間違って持ってきた場合や学校で物品を購入しなければならない場合は必ず登校時、直接先生に預けること。
- 3) 教材や学校指定用品、行事ごとでの写真等を学校で販売する時があります。その際は忘れずに販売時間内に購入すること。

※上記のことを守らずに、または預けることを忘れて紛失、破損等してしまった場合は、学校として責任を負うことができませんのでご了承ください。

5、校外生活について

- 1) 新喜多中学校の生徒として自覚と誇りをもって立派な行動をする。
 - 2) アルバイトは原則禁止です。特別に理由がある場合は学校長に届け出、許可を得る。
- ※ 大阪府の青少年健全育成条例・施行規則の一部が改正されました。
- ・ 青少年を夜間に外出させない。16歳未満の者は、午後7時～翌日の午前5時までで正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように、努めなければなりません。
 - ・ 青少年を夜間に立ち入らせない。16歳未満の者は、午後8時～翌日午前4時まで。
遊技場(ゲームセンター、ボウリング場等)、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェに立ち入ることができません。

6、中学校給食について

令和2年度より中学校給食が(全員喫食方式)が開始されます。

- 1) 牛乳(200mlパック)、主食(主にご飯)、副食(おかず3品程度)になります。
- 2) 毎月「予定献立表」を配布します。(毎月20日前後)
※アレルギー対応等が必要なご家庭には、「加工食品配合一覧表」「アレルギー食品使用献立一覧表」も配布します。
- 3) はし、スプーン、ナフキンは家庭から持ってきてください。
※スプーンが必要な日は「献立表」に表示があります。
- 4) 給食当番の生徒は、エプロン、三角巾(バンダナ可)、マスク(使い捨て可)を家庭から持ってきてください。
- 5) 食物アレルギー等で食べられない場合のみ、家庭から弁当持参等の対応となります。
※「中学校給食調査票」で学校給食の配慮が必要と回答しているご家庭には後日、アレルギー対応についての相談をさせていただきたいと思います。